

○宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例

平成 9 年 12 月 24 日

条例第 46 号

注 平成 12 年 3 月 29 日条例第 5 号から条文注記入る。

(目的)

第 1 条 この条例は、宝塚市環境基本条例(平成 8 年条例第 23 号)第 7 条の規定に基づき、青空駐車場、洗車場又は資材等置場(以下「青空駐車場等」という。)の設置について、必要な事項を定めることにより、地域における良好な生活環境の保全及び形成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青空駐車場 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 4 号に規定する自動車(以下「自動車」という。)の駐車のために供する施設(土地に何ら造作を加えないものを含む。)であって、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項(同法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による確認を要する建築物及び工作物以外のものをいう。
- (2) 洗車場 自動車の洗車の用に供する施設であって、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要する建築物及び工作物以外のものをいう。
- (3) 資材等置場 資材、容器、機械、器具、土砂その他これらに類する有用物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除く。)の保管の用に供する施設(土地に何ら造作を加えないものを含む。)であって、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要する建築物及び工作物以外のものをいう。

(事業者の責務)

第 3 条 青空駐車場等を設置しようとする者(以下「事業者」という。)は、この条例に定めるもののほか、関係法令を遵守するとともに、地域における良好な生活環境の保全及び形成に努めるものとする。

(青空駐車場等の設置等の届出)

第 4 条 次に掲げる青空駐車場等を設置しようとする事業者(以下「特定事業者」という。)は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に届出をしなければならない。届出後、規則で定める届出に関する事項を変更しようとする場合についても同様とする。

- (1) その敷地の全部又は一部が、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域及び同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域以外の地域にある青空駐車場(当該敷地内において建築基準法第 6

条第1項の規定による確認を要する建築物又は工作物を有するものを除く。以下この号において同じ。)若しくは洗車場(青空駐車を併設するものを含む。以下同じ。)又は資材等置場であって、当該敷地の面積が500m<sup>2</sup>以上のもの

(2) その敷地の全部又は一部が、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域又は同法第8条第1項第1号に規定する工業地域内にある資材等置場であって、当該敷地の面積が1,000m<sup>2</sup>以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、青空駐車等を廃止する場合又は規則で定める一時的な使用に供する場合は、同項の届出は要しない。

3 青空駐車等が、青空駐車又は洗車場と資材等置場を併設するものである場合においては、当該施設を資材等置場とみなして、前2項を適用するものとする。

(青空駐車等の拡張への準用)

第5条 青空駐車等を拡張しようとする場合で、拡張後の青空駐車等が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、同条の規定を準用する。

(届出者の遵守義務等)

第6条 第4条第1項(前条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出をした特定事業者(以下「届出者」という。)は、地域における良好な生活環境の保全及び形成のため、市長が定める施設の基準に適合するよう努めなければならない。

2 市長は、届出者に対し地域における良好な生活環境の保全及び形成の面から必要な指導又は勧告をすることができる。

3 届出者は、前項の規定による指導又は勧告があった場合においては、これに応じるよう努めなければならない。

4 届出者は、青空駐車等を設置した後も、市長が定める施設の基準を維持するよう努めなければならない。

(設置の制限)

第7条 届出者は、第4条第1項の規定による届出を行った日から30日を経過した後でなければ、青空駐車等を設置し、若しくは変更し、又は拡張してはならない。

2 市長は、前項の届出に係る事項の内容が地域における良好な生活環境の保全及び形成の面から相当と認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができるものとする。

(特定事業者への命令)

第8条 市長は、特定事業者が第4条第1項の規定による届出をせず、青空駐車等を設置しようとする場合においては、当該特定事業者に対し、青空駐

車場等の設置工事の中止、計画の変更若しくは使用の中止又はその他必要な是正措置を命じ、その結果報告を求めることができるものとする。

(計画の公表等)

第9条 特定事業者は、第4条第1項の規定による届出を行う日(次項において「届出日」という。)の30日前までに、規則で定めるところにより、設置、変更又は拡張(次項において「設置等」という。)をしようとする青空駐車場等の敷地内で道路に面した箇所、その他公衆の見やすい位置に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 特定事業者は、標識を設置した日から届出日までの間に、設置等をしようとする青空駐車場等の敷地の周辺の住民その他の規則で定める者(以下「住民等」という。)と青空駐車場等の設置等に係る地域の良好な生活環境の保全及び形成に関し、協議するものとする。

3 特定事業者は、前項の規定による協議の結果を規則で定めるところにより、第4条第1項の規定による届出を行うときに市長に報告しなければならない。

(協定)

第10条 市長は、良好な生活環境の保全及び形成を図るため必要と認める場合は、事業者及び住民等に対し、両者間で協定の締結をしよう求めることができる。

2 事業者及び住民等は、前項の規定により協定の締結を求められた場合においては、これに応じるよう努めなければならない。

3 事業者及び住民等は、前項の規定により、市長の求めに応じ協定を締結した場合は、市長に報告しなければならない。

(立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に青空駐車場等の土地又は建物に立ち入り、当該土地又は建物において行われている行為の状況を調査させ、又は関係者に対し、必要な勧告若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書の携帯)

第12条 市長から第8条の規定に基づく権限を行使するよう命じられた職員又は前条第1項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときには、これを提示しなければならない。

(罰則)

第13条 市長は、第8条の規定による命令に違反した者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

2 市長は、第7条の規定に違反した者に対し、30,000円以下の過料を科することができる。

3 市長は、第4条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、10,000円以下の過料を科することができる。

(平12条例5・追加)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例5・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした第7条の改正規定による改正前の宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例又は第8条の改正規定による改正前の宝塚市水道事業及び簡易水道事業給水条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例施行規則

平成 10 年 3 月 31 日

規則第 29 号

注 平成 12 年 3 月 28 日規則第 18 号から条文注記入る。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例(平成 9 年宝塚市条例第 46 号。以下「条例」という。)第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに第 14 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 12 規則 11・一部改正)

(青空駐車場等の届出)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による届出は、青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置(変更)届出書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して、正、副各 1 部を市長に提出して行わなければならない。ただし、青空駐車場又は洗車場に係る届出については、第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 住民等協議報告書(様式第 2 号)
- (2) 付近見取図
- (3) 施設の構造及び配置図
- (4) 最寄りの 2 以上の車線を有する道路から設置しようとする資材等置場までの搬入車両の運行経路図
- (5) 作業工程表
- (6) 付帯作業等の使用機械及び使用器具の一覧表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更等による届出)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項後段(条例第 5 条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める届出に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 青空駐車場、洗車場又は資材等置場(以下「青空駐車場等」という。)の敷地の面積
- (2) 青空駐車場等の施設の構造

2 条例第 4 条第 1 項に規定する届出又は変更の届出に係る事項のうち、事業者の住所及び氏名に変更があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(一時的な使用に供される駐車場等)

第4条 条例第4条第2項の規則で定める一時的な使用に供する場合は、6月未滿の期間を限って設置される青空駐車場等とする。

(標識の設置)

第5条 条例第9条第1項の規則で定める標識は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の標識は、青空駐車場等の設置工事に着手するまでの間(工事を要しない場合にあっては使用を開始するまでの間)、設置しなければならない。

3 事業者が第1項の規定による標識(以下「3号標識」という。)以外の標識を設置した場合で、市長が3号標識の設置に代わり得るものと認めるときは、3号標識の設置があったものとみなす。

(市民等との協議)

第6条 条例第9条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 青空駐車場等の敷地に隣接する土地又は建築物の所有者及び占有者

(2) 資材等置場の敷地の全部又は一部が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域内にある場合は、その敷地の近隣にある当該市街化調整区域内の住民組織

(3) 青空駐車場等の敷地から20メートルの範囲内にその敷地の全部又は一部が含まれる学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の長及び社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業を行う者

2 市長は、条例第4条第1項の規定による届出を行った事業者に対して、市長が必要があると認める公共施設の長、利害関係者等と協議するよう求めることができる。

3 条例第9条第3項の規定による報告に係る事項は、協議経過及び内容とする。

(立入調査証)

第7条 条例第12条の身分を示す証明書は、様式第4号のとおりとする。

(施行の細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平12規則11・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 11 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 40 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する帳票等は、当分の間、使用することができるものとする。

附 則(平成 19 年規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 【青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例】

市は平成9年12月市議会において制定した「青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例」を平成10年4月1日より施行します。

この条例は、青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置について必要な事項を定めることにより、地域における良好な生活環境の保全及び形成を図ろうとするものです。

その主な内容は、次のとおりです。

(1) 青空駐車場… 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車（以下「自動車」という。）の駐車のために供する施設（土地に何ら造作を加えないものを含む。）であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認を要する建築物及び工作物以外のものをいう。

洗車場… 自動車の洗車のために供する施設であって、建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する建築物及び工作物以外のものをいう。

資材等置場… 資材、容器、機械、器具、土砂その他これらに類する有用物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項で規定する廃棄物を除く。）の保管のために供する施設（土地に何ら造作を加えないものを含む。）であって、建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する建築物及び工作物以外のものをいう。

(2) 一定面積以上の青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置しようとする場合は、あらかじめ市長へ届出をしなければなりません。

### 《届出の必要な青空駐車場、洗車場及び資材等置場》

① その敷地の全部又は一部が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第8条第1項第1号に規定する工業地域以外の地域にある青空駐車場（当該敷地内において建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する建築物又は工作物を有するものを除く。）若しくは洗車場（青空駐車場を併設するものを含む。）又は資材等置場であって、当該敷地の面積が500㎡以上のもの

② その敷地の全部又は一部が、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域又は同法第8条第1項第1号に規定する工業地域内にある資材等置場であって、当該敷地の面積が1,000㎡以上のもの

(3) 届出を行う日の30日前に標識を設置しなければなりません。

(4) 周辺の住民等と協議し、その結果を市長に報告しなければなりません。

(5) 届出が受理された日から30日経過した後でなければ、青空駐車場等を設置、変更又は拡張できません。

(6) 市は安全対策、環境配慮等の面から出入口、道路幅員等について、一定の基準を設け、その基準に適合するよう誘導、指導等を行う場合があります。

詳しくは、市生活環境課（☎77-2074）までお問い合わせください。



○添付書類

- 1 住民等協議報告書
- 2 委任状
- 3 付近見取図（住宅等の配置状況を記載のこと）
- 4 施設の構造・配置図
- 5 使用機械の構造が分かるパンフレット又はそのコピー（機械式駐車場等の場合）
- 6 その他市長が必要と認めるもの

※資材等置場の場合は以下の書類も添付すること。

- 7 最寄りの幹線道路からその資材等置場までの搬入車両経路図
- 8 作業工程表
- 9 付帯作業等の使用機械・器具の一覧表

【備考】

- 1 この「届出書」は、正・副各1部を提出すること。
- 2 事業者又は届出代理者が法人である場合、氏名の欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名も記入すること。
- 3 「公共施設」の欄には青空駐車場等の敷地から20mの範囲内にある、小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、児童厚生施設（児童遊園、児童館等）、精神薄弱児通園施設、肢体不自由児通園施設、特別養護老人ホーム等を記入すること。
- 4 添付書類のうち、「付近見取図」については、施設の周囲おおむね100mの範囲内において作成すること。
- 5 この届出書を提出する日の30日前までに、「青空駐車場、洗車場及び資材等置場設置予定地」の標識を青空駐車場等を設置しようとする敷地内で道路に面した箇所、その他公衆の見やすい位置に、その工事に着手するまでの間（工事を要しない場合にあつては、使用を開始するまでの間）、設置すること。
- 6 青空駐車場等の出入口は矢印で表示すること。